

令和7年3月6日
選挙管理委員会事務局

1. 経緯・趣旨

- 本区での選挙運動費用収支報告書（以後、「収支報告書」という。）の取り扱いについて、公職選挙法に基づく要旨の公表前であれば内容変更による差し替えを認めており、差し替え前の文書（原本）は返還し、差し替え以外の訂正も含め、その記録を残さないといった運用が長年続いていた。
- しかし、令和5年4月23日執行の江東区長選挙において、候補者の一人が禁止されている選挙運動（有料動画広告の掲載）を行っていたことが問題となった。当該有料動画広告費に関し、収支報告書の差し替えが複数回あったが、差し替えのあった頁の原本はいずれも出納責任者に返還しており、差し替え及び訂正の経過を記録していなかったことが大々的に報道されたほか、東京都選挙管理委員会事務局より「不適切な取り扱い」との指摘を受けた。
- これを受け、収支報告書の受付事務について、取り扱いを見直す。

2. 見直しの概要

	1. 受付方法（※1）	2. 訂正方法	3. 閲覧の申出・開示請求があった場合の対応
現行	出納責任者より提出された収支報告書を一度選挙管理委員会（以後、「選管」という。）が預かり、ある程度内容を審査し、後日訂正が完了したのちに収受印を押印する。	要旨公表前であれば、内容変更による差し替えを認めていたほか、修正及び差し替えの記録は残していなかった。	公職選挙法に基づく収支報告書の閲覧の申出があった場合、 要旨の公表日まで待っていただくよう依頼 していた。 また、江東区情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、請求者の承諾を得たうえで、 要旨の公表日以降の開示 としていた。
見直し後	提出された時点で、 <u>所定の様式により書類が完備されているかを形式的に審査</u> する。問題がないと認められれば、その場で受理し、同日付で収受印を押印したうえで、後日選管が詳細な審査を行うが、 <u>最低限の様式すら具備していない場合は、受理しない。</u>	選管の受理後の追完は、 <u>時期に関わらずすべて訂正願により訂正の申請を行う</u> こととし、訂正箇所・訂正日が分かるような記載をする。 同一頁内の訂正箇所が多いために、もとの記載が見えなくなってしまうような場合は、頁全体の修正として当該頁を新たに作成することは認めるが、 <u>差し替えは認めず、もとの頁も修正前の記載として収支報告書原本に綴じこむ（＝受理後の訂正履歴は、閲覧や開示請求ですべて公となる）</u> 。	選管による受理と同時に公文書となり、当然に閲覧及び開示請求による公開の対象となるため、 <u>要旨の公表を待たずに閲覧の申出及び情報開示請求に対応する（＝選管による詳細な審査及び当該審査を受けての出納責任者による訂正を待たず、提出した収支報告書がただちに公となる）</u> 。

※1 収支報告書の作成における留意事項を記載したチェックリストを事前に候補者等に配布し、チェックリストの内容を確認したうえで収支報告書を作成した旨候補者及び出納責任者双方により署名した文書をリストに綴じこみ、収支報告書・チェックリスト・チェックリストを確認したことを署名した文書を併せて選管に提出するよう求める。

3. 捜査機関への通報

- 違法な疑いのある寄附及びその他の収入ならびに支出が事実であると判明した場合や、提出期限までに提出がなかった場合、ただちに取締機関である警察署（候補者及び出納責任者の住所地を管轄する警察署）に情報提供を行う。

4. 運用開始時期

- 令和7年4月1日以降に執行される江東区議会議員選挙・江東区長選挙より運用を開始する。

収支報告書の取扱いに係る新旧対照表

時系列	選挙期日 (投票日)	選挙期日後															16日経過 ～ 要旨公表前	要旨公表後～
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
旧		選管による書類審査 ※修正があれば差替え（訂正願不要）															修正があれば差替え（訂正願不要）	修正があれば加除訂正 ※差替不可、要訂正願
																		閲覧・情報開示対象
新		書類の有無・必要事項の記載等、最低限の審査のみ ※必要書類が整い次第、内容の不備に関わらず受理															選管による書類審査 ※修正が必要な場合は訂正願を提出 ※修正前の記録はすべて残す（差替不可）	
																		受理後すぐに閲覧・情報開示対象（修正前の資料含む）

※期限を過ぎても提出がない場合や、違反が疑われる収支が事実であると判明した場合は、選管から警察へ情報提供する。